

別紙

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった平成30年7月12日付けで処分庁が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）及び本件審査請求に対する審査庁の裁決案は、共に適法かつ妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

本件事案は、審査請求人が、①「市議●●●●が政治活動用看板等の類の掲示のため申請した『証票交付申請書』（候補者等の場合分及び後援団体の場合分）」及び②「掲示する看板等の留意事項（候補者等分と後援団体分が区別できるよう作成するなど）が分かる情報」を求める情報公開請求をし、処分庁が、①については個人の氏名等が含まれているため一部非公開とし、②については請求された情報が存在しないため全部非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人が不服を申し立てたものである。

審査請求人の主張は、下記のとおりである。

- ① 処分庁が使用する証票交付申請書（以下「申請書」という。）は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「施行規則」という。）の様式と相違があり、施行規則に存在しない事項について、市独自に設けた記載欄について申請者に公開・非公開の意思確認をしないまま非公開としていることは間違っている。
- ② 申請書には、所在地等に不正確な記載があり、証票交付申請者に対し正しく記載するように求めるべきである。
- ③ 処分庁が非公開とした情報には、個人情報ではない「○○モータープール」の情報が含まれているものであり、当該情報を非公開とするべきではない。

3 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張の要旨は、非公開と決定した部分については、松原市情報公開条例第7条第1号に該当し、同号ただし書に該当するものではないため、本件処分の取消しを行う理由がないというものである。

4 審査会の判断

審査会においては、次のとおり検討した。

① 申請書の様式について

申請書において非公開とされた情報は松原市情報公開条例第7条第1号に規定する個人情報であって、ただし書に該当しないものと認められるため、当該情報を非公開とした本件処分は適法かつ妥当である。

なお、審査請求人は申請書の書式に係る主張をしているが、申請書は施行規則の様式に準じて作成するものとされているところ、松原市は必要に応じて独自の記載欄を設けているものであり、この独自の記載欄を設けていることが情報の公開・非公開の判断に影響を与えるものではなく、審査請求人の主張は失当である。

② 申請書上の不正確な記載について

申請書上に不正確な記載があるとの主張については、審査請求の利益がなく、不適法なものである。

③ 「〇〇モータープール」に係る主張について

審査会において確認したところ、処分庁が非公開とした情報は松原市情報公開条例第7条第1号に規定する個人情報であって、ただし書に該当しないものであることが認められた。よって、本件処分は、適法かつ妥当である。

5 まとめ

以上により、上記1のとおり答申するものである。

以上